

高齢者スキルアップ・就職促進事業評価基準及び採点表

標記については、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準・採点基準	採点等	比重	評価点
必須評価項目				/24
1 事業目的の理解度	本事業の趣旨、目的に関する理解や企画全体の基本的考え方は適切か。	合・否	-	/8 ※2
2 事業の実施体制	事業の実施に必要な体制を整えているか。	合・否	-	/8 ※2
3 事業実施の必須事項	次のいずれの業務も行うものとなっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の高齢者への周知 ・ 技能講習受講希望者への導入支援 ・ 職場見学等及び技能講習の実施 ・ 企業等への周知・広報、技能講習修了者の就職支援 ・ 就職状況の把握・フォローアップ 	合・否	-	/8 ※2
加点評価項目				/140
1 事業の高齢者への周知				
・ 周知、募集方法等	事業の高齢者への周知、職場見学等参加者及び技能講習受講者等の募集方法等は、効果的か。 (採点基準) 4点 周知、募集方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 周知、募集方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 周知、募集方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 周知、募集方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 周知、募集方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。	0・1・2・3・4	2	/8 ※1
2 技能講習受講希望者への導入支援				
・ 実施方法等	技能講習受講希望者への導入支援の実施方法等は、効果的か。 (採点基準) 4点 実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。	0・1・2・3・4	2	/8 ※2
3 職場見学等の実施				
(1) 共通職場見学等・地域設定職場見学等				
・ 職場見学等の実施時期	職場見学等の実施時期は、求人状況を踏まえて就職が見込まれるものとなっているか。また、特定の時期に集中せず、年間を通じて実施するものとなっているか。 (採点基準) 4点 職場見学等の実施時期に就職が見込まれる理由が定量的に記載されており、かつ、職場見学等の実施が特定の時期に集中していない。 3点 職場見学等の実施時期に就職が見込まれる理由が記載されており、かつ、職場見学等の実施が特定の時期に集中していない。 2点 職場見学等の実施が特定の時期に集中していない。 0点 職場見学等の実施が特定の時期に集中している。	0・2・3・4	2	/8 ※2
(2) 共通職場見学等				
・ 職場見学等の内容	職場見学等の内容、実施方法等は、効果的か。 (採点基準) 4点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。	0・1・2・3・4	2	/8 ※1
(3) 地域設定職場見学等				
・ 職場見学等の内容	職場見学等の内容、実施方法等は、効果的か。 (採点基準) 4点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。	0・1・2・3・4	2	/8 ※1

4 技能講習の実施

(1) 共通講習・地域設定講習

・ 講習の実施時期	講習の実施時期は、求人等の状況を踏まえて就職が見込まれるものとなっているか。 また、特定の時期に集中せず、年間を通じて実施するものとなっているか。	0・2・3・4	2	/8	※2
	(採点基準) 4点 講習の実施時期に就職が見込まれる理由が定量的に記載されており、かつ、講習の実施が特定の時期に集中していない。 3点 講習の実施時期に就職が見込まれる理由が記載されており、かつ、講習の実施が特定の時期に集中していない。 2点 講習の実施が特定の時期に集中していない。 0点 講習の時期が特定の時期に集中している。				

(2) 共通講習

・ 講習の内容	講習の内容、実施方法等は、効果的か。	0・1・2・3・4	2	/8	※1
	(採点基準) 4点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。				

(3) 地域設定講習

・ 講習の内容	講習の内容、実施方法等は、効果的か。	0・1・2・3・4	2	/8	※1
	(採点基準) 4点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 実施内容、実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。				

5 企業等への周知・広報、就職支援の実施

(1) 事業主、事業主団体への周知・広報、求人開拓

・ 周知、開拓方法等	事業主、事業主団体への周知・広報、求人開拓の方法等は、効果的か。	0・1・2・3・4	2	/8	※1
	(採点基準) 4点 周知、開拓方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 周知、開拓方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 周知、開拓方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 周知、開拓方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 周知、開拓方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。				

(2) 技能講習受講者に対する求人情報の提供

・ 実施方法等	技能講習受講者に対する求人情報の提供の実施方法等は、効果的か。	0・1・2・3・4	2	/8	※1
	(採点基準) 4点 実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。				

(3) 技能講習受講者に対する職場見学、職場体験の実施

・ 内容、実施方法等	技能講習受講者に対する職場体験の内容、実施方法等は、効果的か	0・1・2・3・4	2	/8	※2
	(採点基準) 4点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 内容、実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。				

(4) 管理選考

・ 内容、実施方法等	管理選考の内容、実施方法等は、効果的か	0・1・2・3・4	2	/8	※1
	(採点基準) 4点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 内容、実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。				

(5) 其他就職支援					
・ 内容、独自性等	上記(1)から(4)以外の就職支援の内容、実施方法等は、効果的か。また、独自性はあるか。	0・1・2・3・4	2	/8	※1
	(採点基準) 4点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 内容、実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 内容、実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。				
6 就業状況の把握・フォローアップ					
・ 実施方法等	技能講習受講者の就業状況の把握の実施方法は適切か。また、フォローアップの内容、実施方法等は、効果的か。	0・1・2・3・4	2	/8	※1
	(採点基準) 4点 実施方法等が具体的に記載されており、効果が定量的に記載され、効果が大きい期待できる。 3点 実施方法等が具体的に記載されており、効果が大きい期待できる。 2点 実施方法等が具体的に記載されており、効果が期待できる。 1点 実施方法等が具体的に記載されており、効果がやや期待できる。 0点 実施方法等が具体的に記載されていない、又は、効果が期待できない。				
7 受託者の業務遂行能力					
・ 技能講習、就職支援等の実績	過去に技能講習や就職支援等を実施する事業等を実施し、成果を上げた実績があり、その知識やノウハウ等を活かして事業を実施することが期待できるか。	0・1・2・3・4	2	/8	※2
	(採点基準) 12点 過去の事業等の実績とその効果が定量的に記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が大きい期待できる。 9点 過去の事業等の実績が記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が大きい期待できる。 6点 過去の事業等の実績が記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が期待できる。 3点 過去の事業等の実績が記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施がやや期待できる。 0点 過去の事業等の実績が記載されていない、又は、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が期待できない。				
・ 高齢者関連事業の実績	過去に高齢者関連の事業等を実施し、成果を上げた実績があり、その知識やノウハウ等を活かして事業を実施することが期待できるか。	0・1・2・3・4	2	/8	※2
	(採点基準) 4点 過去の事業等の実績とその効果が定量的に記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が大きい期待できる。 3点 過去の事業等の実績が記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が大きい期待できる。 2点 過去の事業等の実績が記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が期待できる。 1点 過去の事業等の実績が記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施がやや期待できる。 0点 過去の事業等の実績が記載されていない、又は、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が期待できない。				
・ 関係機関との連携	過去に労働局、ハローワーク等の関係機関と連携して事業等を実施し、成果を上げた実績があり、その知識やノウハウ等を活かして事業を実施することが期待できるか。	0・1・2・3・4	2	/8	※2
	(採点基準) 4点 過去の事業等の実績とその効果が定量的に記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が大きい期待できる。 3点 過去の事業等の実績が記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が大きい期待できる。 2点 過去の事業等の実績が記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が期待できる。 1点 過去の事業等の実績が記載されており、過去の事業等の実績を活かした事業の実施がやや期待できる。 0点 過去の事業等の実績が記載されていない、又は、過去の事業等の実績を活かした事業の実施が期待できない。				
8 ワークバランス等の推進に関する指標 ※3、※6					
・ えるぼし認定等の状況	下記のいずれかに該当するか（複数該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。）。	0・1・2・3・4	1	/4	※2
	(女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）等の状況) 4点 3段階目の認定を受けている（認定基準5つ全てが○となっている。）。 3点 2段階目の認定を受けている（認定基準5つのうち3～4つが○となっている。）。※5 2点 1段階目の認定を受けている（認定基準5つのうち1～2つが○となっている。）。※4 1点 行動計画を策定している。※5 (次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）の状況) ※7 3点 プラチナくるみんの認定を受けている。 1点 くるみん（旧基準）の認定を受けている。 1点 くるみん（新基準）の認定を受けている。 (若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況) 3点 ユースエールの認定を受けている。				

※1 創造性、新規性等 80点

※2 価格と同等に評価できる項目 84点

合計 164点

※3 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年10月28日厚生労働省令第162号）第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※5 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※6 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

※7 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定マークは「旧基準」、改正後の認定基準に基づく認定マークは「新基準」